

基幹教員制度の「？」に関するメモ

2022.9.5 KKJ

1：現行制度においては、専任・兼任・兼任（非常勤）の3類型

- ・一の大学に限り、専任教員
- ・他学部での兼任は有り
- ・他大学での兼任は有り
- ・もっぱら非常勤のみの教員（一の大学・学部でみれば多い）
 - 教員に係るデータ（学部・研究科別の専任・兼任・兼任の人数）の現況 〈※〉
 - 一般大学・学部における「実務家教員」の現況は
 - クロスアポイントメント適用の現況は（機関数／教職員数／エフォート）

2：教育課程の編成、学部運営の責任を担う

- ・教授会の機能縮小、代議員制で少数責任制へのシフト
- ・経営行政に専念し、授業免除の教員の増大
- ・特任教員等で専ら授業のみ担当の教員の増大
 - この定義・要件の具体的な内容及びその担保となる規程は
 - 任期付教員は制約あり
 - 雇用契約書による明確化が必要
 - 専門職員へのニーズ拡大

3：主要授業科目とその他授業科目

- ・選択科目増大の中で、主要授業科目は減少
- ・授業科目の肥大化の中で、非常勤教員が担当する科目の増大
 - 学生側からの履修選択の拡大
 - カリキュラムのスリム化、コアカリキュラム設計

4：教員の職務の増大

- ・専ら研究担当の教員（しかし、若干の授業担当）
- ・経営行政を担う教員の増大（授業免除、しかし若干は担当）
- ・「授業」「教育」に専念したい教員は多い

5：一年に8単位以上の授業を担当

- ・8単位（ Semester制では2科目4単位）の根拠とは

6：基幹教員以外の教員はもっと多い！！

- ・（第168回大学分科会会議資料）「資料2-2」の3頁の解説では不十分
- ・兼任（非常勤）教員としての積極的評価と処遇の改善
- ・授業科目の特性・稀少性により兼任（非常勤）になる

7：基幹教員の定義・要件の明確化

- ・「基幹教員」の条項で規定すべき
- ・教育責任上の「必要教員数」
- ・補助金算定上の「教員数」

〈※〉（財）大学基準協会が『大学一覧』（平成17年度まで刊行）において、協会正会員・賛助会員・未入会大学等のほぼ全ての大学の学部・研究科等の「専任」「兼任」「兼任」の教員数を掲載していた。